

答 申 第 5 9 号
(諮 問 第 5 9 号)

平成 30 年 3 月 23 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 29 年 10 月 30 日付け鎌再第 461 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 28 年 8 月 17 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 24 年度以降に会合等を行った、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会の資料含む書面一式」について実施機関鎌倉市長が平成 28 年 10 月 18 日付けで行った行政文書一部公開決定処分で非公開とした情報のうち、当審査会の平成 28 年 12 月 12 日付け答申第 48 号で公開すべきとした部分は公開すべきである。

また、幹事会資料を全部非公開とした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 28 年 8 月 17 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 24 年度以降に会合等を行った、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会の資料を含む書面一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 28 年 10 月 18 日付け鎌倉市指令深地第 19 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 28 年 12 月 2 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 28 年 12 月 2 日付けで提出した審査請求書、平成 29 年 1 月 19 日付けで提出した反論書、同年 3 月 21 日付けで提出した再反論書、同年 11 月 8 日付けで提出した意見書及び平成

30 年 1 月 22 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 本件文書について、藤沢市にも行政文書公開請求を行ったところ、実施機関が非公開とした情報を藤沢市は公開した。条例の文言は大して変わらないのであるから、藤沢市が公開した情報を公開すべきである。

イ 平成 23 年度村岡・深沢地区拠点づくり調査業務委託（その 2）契約書には「委託者は、調査業務による成果品及び関連資料を自由に公表し、又は出版することができるものとし、受託者は、これに何ら異議を述べないものとする。」とある。自由に公表するとあるのだから、本件対象文書に含まれる平成 23 年度村岡・深沢地区拠点づくり調査業務委託（その 2）報告書をすべて公開すべきである。

ウ 平成 28 年 12 月 12 日付け鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会で公開すべきとされた情報を公開していない。審査会の答申を尊重すべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 28 年 12 月 28 日付けで提出された弁明書、平成 29 年 2 月 7 日付けで提出された再弁明書及び同年 11 月 27 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 平成 24 年度湘南地区整備連絡協議会総会資料 2 の平成 23 年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査業務委託（その 1）及び資料 3（その 2）における武田薬品工業研究所及び江ノ電バス湘南営業所の従業員人口、発生交通量等に関する情報については、法人の営業に関する情報であり、公開することで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 6 条第 2 号に該当する。

(2) 資料 3 の駅勢圏の設定（算出方法・根拠など）J R 東日本独自の方法により検討を行ったもので、法人の生産技術に関する情報であり、公開することで法人の権利、競争上の地位を害するおそれがある情報のため条例第 6 条第 2 号に該当する。また、測量結果、地質調査及び線路内に関する情報については、公開すること

により、その土地の評価・価値に影響が生じるため、公開することによって法人の正当な利益を害するおそれがある情報であるため条例第6条第2号に該当する。

- (3) 総会前に開催された幹事会の資料は、総会に提出する資料を協議するための資料であり、協議会で取り決めた未成熟な審議事項に該当し、公開することにより不正確な理解や誤解を与え混乱を招くおそれがあるとともに、今後の協議の場において自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあり、今後の協議会の運営に支障が出るおそれがあることから条例第6条第3号に該当する。
- (4) 本件処分は、平成28年12月12日付け答申第48号が出される以前に行われた処分であり、答申を無視したものではない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成24年度以降の湘南地区連絡協議会の会議、会合ごとの書面及び資料である。

このうち、実施機関が平成24年度総会資料として公開した平成23年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査業務委託（その1）及び（その2）、平成26年度総会資料として公開した新駅設置実現化条件調査の測量結果、地質調査及び線路内に関する情報の非公開部分については、同一の文書について平成27年2月12日に提起された異議申立てに対し、当審査会が平成28年12月12日付け答申第48号で答申を行っている。

そこで、当該部分は同答申を引用するものとする。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 本件対象文書のうち、幹事会資料を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、幹事会資料は総会に提出する資料を協議するための資料であり、湘南地区連絡整備協議会で取り決めた未成熟な審議事項に該当し、公開することにより不正確な理解や誤解を招くおそれがあることから条例第6条第3号に該当すると主張する。

ウ しかしながら、本件請求があった時点で幹事会が資料を提出した総会は全て終了していることから、協議会の運営に支障が出るとは考えられない。また、総会の資料が本件処分において公開されていることから、幹事会資料に記載された情報のすべてが、公開されることにより不正確な理解や誤解を招くおそれがあるものとは言えないと判断する。よって、実施機関が、幹事会資料について条例第6条第3号該当により非公開とした処分は条例の解釈適用を誤ったものであり取り消されるべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 8 / 1 7	行政文書公開請求書が提出される
8 / 3 1	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
1 0 / 1 8	行政文書一部公開決定通知書送付
1 2 / 2	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：再開発課）
1 2 / 2 8	処分庁が弁明書を提出
2 9 / 1 / 1 9	審査請求人が審査庁に反論書及び口頭意見陳述申出書を提出
2 / 7	処分庁が再弁明書を提出
3 / 2 1	審査請求人が再弁明書に対する反論書を提出
7 / 2 8	口頭意見陳述を実施
1 0 / 3 0	審査会に対し諮問
1 1 / 6	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
1 1 / 8	審査請求人から意見書を受理
1 1 / 2 7	第 9 0 回 審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
3 0 / 1 / 2 2	第 9 2 回 審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述）
2 / 1 9	第 9 3 回 審査会で審議
3 / 2 3	答申（答申第 5 9 号）